

森林整備業務等入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称(代表者名)	只見町森林組合（代表理事組合長 矢沢 純也）
住 所	南会津郡只見町大字只見字宮前1390

2. 措置期間

平成22年6月29日～平成22年8月28日（2か月間）

3. 事業概要

平成22年6月9日の森林整備業務「保安林機能維持増進業務「伊南地区」」入札において落札したにもかかわらず、正当な理由なく6月10日に契約を辞退した。

4. 措置理由

正当な理由なく落札決定後に契約を辞退したことが、福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第2の6（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱別表第2】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、業務等の契約の相手方として不適等であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県農林水産部森林計画課
福島県福島市杉妻町2-16
(電話) 024-521-7425